# 65 歳未満の年金受給者が雇用保険法による基本 手当を受給している間は、年金の支給が停止され ることの周知徹底が必要!

- 行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん -

平成18年8月3日 関東管区行政評価局

総務省関東管区行政評価局管内の茨城行政評価事務所に、次の行政相談が寄せられましたので、行政苦情救済推進会議(座長:成田頼明横浜国立大学名誉教授)に諮り、その意見を踏まえて、平成18年8月3日、茨城労働局(以下「労働局」という。)及び茨城社会保険事務局(以下「社会保険事務局」という。)に対し、制度の周知の徹底等についてあっせんするとともに、公立学校共済組合本部(以下「共済組合本部」という。)に対して参考連絡しました。

### (相談の要旨)

私は、公立学校共済組合の年金を受給しながら公共職業安定所に求職の申込みをして、90日分の雇用保険の基本手当の支給を受けたが、その後、4年も経って共済組合から年金の支給を3ヶ月停止する旨の通知を受けた。

もし、求職の申込みをすると年金が停止となることを知っていれば、求職の申込みは 行わなかったものであり、求職の申込みをしてから4年も経って、受給した基本手当よ り多額の年金の停止を知らせてくることに納得がいかない。

受給した雇用保険の基本手当を返還するので、年金を停止しないでもらいたい。

#### 制度の概要

平成 10 年 4 月 1 日以降、60 歳以上 65 歳未満の人に支給(以下「特別支給」という。) される老齢厚生年金又は退職共済年金の受給者で、雇用保険適用事業所に勤務していた者が、公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)に求職の申込みを行い、雇用保険法による基本手当を受給した場合、その間は、これら年金の支給が停止されることとされました(以下「年金と雇用保険との併給調整」という。根拠:厚生年金保険法附則第 11 条の 5 及び地方公務員等共済組合法附則第 26 条の 2 等)。

平成 16 年度においては、表 1 のとおり、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けた者のうち約 64,000 人が、雇用保険法による基本手当を受給したことにより、当該年金の支給の停止を受けています。

# 表 1 特別支給の老齢厚生年金と雇用保険法の基本手当との併給調整実績(平成 14~16 年度、全国)

(単位:人)

事項          年度	平成 14	平成 15	平成 16
併給調整により特別支給の老齢厚生 年金が支給停止された受給権者数	98,100	75,634	63,858
特別支給の老齢厚生年金受給権者数	4,364,695	4,771,740	5,060,813

<sup>(</sup>注) 本表は、『年金統計年報(平成14~16年版)』(社会保険庁社会保険業務センター)から作成した。

## 背景事情

併給調整が行われるようになった背景事情として、次のとおり、年金給付と失業給付との併給は、高齢者の就業意欲を阻害し、離職促進効果をもつことなど問題が指摘されたことが挙げられています。

失業給付と年金給付との二つの給付の合計額は相当の額に達し、60歳以降就労し続ける場合の収入と比較して格差が大きくなっていることから、年金給付と失業給付との併給は、高齢者の就業意欲を阻害し、離職促進効果をもつこと。

失業給付と年金給付との二つの給付は、同一の離職期間に対して所得保障を行うために、両給付が重複して支給されることは社会保障として過剰であること。

老齢又は退職を支給事由とする年金給付の基本は、職業生活から引退した人に対する所得保障であり、就業意欲と就業能力があって、働き続けようとする人に対する所得保障を目的とする基本手当との併給は、不合理であること。

出典:『雇用保険法等による給付と年金との調整の仕組み』

(平成10年2月、社会保険研究所発行)

# (現 状)

ハローワーク、社会保険事務所及び共済組合本部において、年金と雇用保険との併給 調整に係る制度の周知が徹底されていない。

求職の申込みをしてから特別支給の退職共済年金が支給停止されるまで4年も要したのは、「退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」が提出されなかったことにより、 当該者の雇用保険情報が保険者不明の雇用保険情報として社会保険庁社会保険業務センターで滞留していたためである。

#### 各機関における主な周知状況

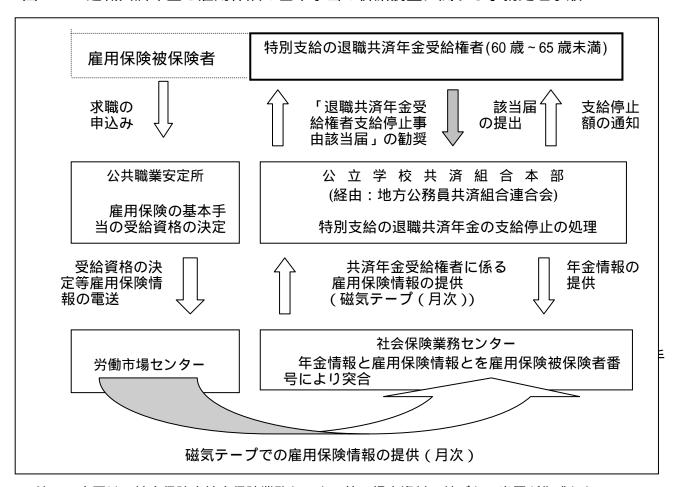
機関名	周知状況
ハローワーク	・ 60 歳以上であって求職の申込みを行う者に対して、口頭により求職の申込みを行うと年金が支給停止となることを説明。
	他の労働局管内では、求職申込み者全員に提出してもらう雇用保険受給資格確認票に、併給調整に関する問を設け、この制度を知らないとする場合に併給調整について説明しているハローワークあり。
	・ 雇用保険受給資格者に対して配付する「雇用保険の失業給付 受給資格者のしおり」等に併給調整について掲載。
社会保険事務所	・ 特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けた者が求職の申込みを 行った場合に提出が必要となる「支給停止事由該当届」と一体 となったパンフレットを窓口に備え付け、必要に応じて窓口で の説明に活用。
共 済 組 合	<ul> <li>特別支給の退職共済年金の決定を受けた者に対し、年金証書等と一緒に送付する冊子等に併給調整について掲載するとともに、年金受給者向けの広報誌に、毎号、併給調整に関する記事を掲載。</li> <li>都道府県支部では、退職予定者を対象とした年金等についての説明会において、概ね併給調整について説明を実施。</li> </ul>

#### 求職の申込みから特別支給の退職共済年金の支給停止まで

特別支給の退職共済年金の受給者で雇用保険適用事業所に勤務していた者が退職して、ハローワークに求職の申込みを行った場合、速やかに雇用保険被保険者番号を記載した「退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を共済組合本部に提出することとされています。

しかし、この該当届の提出がない場合には、共済組合本部では当該者の雇用保険被保険者番号を社会保険庁社会保険業務センター(以下「業務センター」という。)に登録することができないため、図の中で、業務センターでは労働市場センターから提供を受けた被保険者番号、生年月日及び求職申込年月日等の雇用保険情報の中の雇用保険者番号による突合が行えない状態が続き、当該者の雇用保険情報は業務センターで保険者不明の雇用保険情報として滞留してしまいます。

#### 図 退職共済年金と雇用保険の基本手当の併給調整に関する事務処理手順



(注) 本図は、社会保険庁社会保険業務センター等の提出資料に基づき、当局が作成した。

今回、業務センターから提供を受けた雇用保険情報により、共済組合本部が求職申込みの確認を行うまでの期間をみると、表2のとおり、1年以上要している事例が約7割を占めています。

表 2 求職申込みからその確認を行うまでの期間別被保険者数

(単位:人、%) 求職申込みからその確認を 被保険者数(割合) 行うまでの期間 1年未満 7 ( 30.4) 16( 1年以上 69.6) 1年以上2年未満 7 ( 30.4) 内 2年以上3年未満 2 ( 8.8) 訳 3年以上4年未満 3 ( 13.0 ) 4年以上 4 ( 17.4) 合 計 23(100.0)

- (注)1 当局の調査結果に基づき作成した。
  - 2 共済組合本部では、直近で平成 18 年 5 月 22 日に求職申込み情報を 出力している。

# (推進会議の検討結果)

年金と雇用保険との併給調整に係る苦情発生の防止及び「退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」等の届出の確保を図る観点から、ハローワークの求職申込み窓口や社会保険事務所の年金裁定請求窓口等において併給調整及びこれに係る届出の制度について周知徹底を図るべき。

# (あっせん等の要旨)

労働局は、60歳以上65歳未満の求職申込者に対して、年金と雇用保険との併給調整及びこれに係る届出の制度についての理解をより確実にするための方法を取るよう、管内ハローワークを指導する必要がある。

社会保険事務局は、裁定請求の受付窓口において、特別支給の老齢厚生年金の裁定請求者に対して、併給調整に関する制度について理解の徹底を図ること等について、管内社会保険事務所を指導する必要がある。

共済組合本部は、都道府県支部における退職予定者を対象とした説明会等において、併給調整及びこれに係る届出の制度について確実に周知を図ること等の必要がある。

#### 行政苦情救済推進会議

総務省関東管区行政評価局に寄せられた行政に関する苦情等の処理に民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った苦情救済活動を効果的に推進することを目的とした会議。会議の現在のメンバーは、次のとおり。

成 田 頼 明(横浜国立大学名誉教授(座長))

朝 倉 宣 年 (テレビ埼玉取締役技術局長)

大 平 恵 吾(弁護士)

鎌 田 理次郎(日本オンブズマン学会理事長)

田部井 淳 子(登山家)

三津間 弘 (関東行政相談委員連合協議会会長)

吉 野 重 彦(埼玉県商工会議所連合会顧問)

担当部局:総務部 首席行政相談官室

連絡 先:首席行政相談官 中村 幸裕

電 話:048 - 600 - 2312

F A X:048 - 600 - 2335